

高岡市立能町小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等にチームとなって取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

① 児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行い、教職員自らが人権意識の向上に努めます。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図り、併せて規範意識を醸成します。
- ・アクションプランに、「やさしい子」を位置付け、共感的な人間関係を育みます。
- ・のうまっ子アンケートを定期的の実施し、望ましい学級集団をつくります。
- ・児童理解に努め、必要に応じて個人カルテを作成します。
- ・ジェンダーの平等やマイノリティへの配慮について触れ、教員自らが実践していくことで、児童にも人権意識や平等社会に向けた態度を育てよう努めます。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳科の授業で、生命尊重やいじめに関する資料を取り扱います。
- ・人権週間を活用して、自己啓発を図る校内行事を実施します。
- ・互いを認め、感謝等を伝える活動等を取り入れ、温かい交流を深めます。
- ・必要に応じて、ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力の汎化に努めます。
- ・各学級で構成的グループエンカウンター等を日常的に取り入れ、日頃から好ましい人間関係を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会が「あいさつ運動」等の活動を企画し、標語やポスター掲示、異学年交流を活発にするなどして、全校児童へ啓発します。
- ・ボランティア活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育みます。

③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・PTAや学校評議員等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、PTA広報を通じて、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・PTA、自治会及び校区の中学校と連携した活動を実施します。

(2) いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、真摯に受け止め、積極的に関わります。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速にかつ丁寧に対応することを徹底します。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組み、「チーム学校」として一丸となつて的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・授業時は、担任が早めに教室等へ行き、休み時間や昼休み、放課後に、教室内やグラウンド等の児童の様子を見守り、児童の変化に早期に気付くことができるよう努めます。
- ・毎日の連絡帳や児童の日記、児童との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

② アンケート調査

- ・いじめ実態調査を含む「のうまちっ子アンケート」を計画的に行います。

③ 教育相談

- ・児童一人一人へ定期的な個人面談を実施します。（毎学期1回）
- ・アンケート結果や保護者や地域からの情報を得た場合は、適宜面談を実施します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保します。その上で、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、チームによる対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、チーム学校として対応します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

○いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生児童委員、保護司、人権擁護委員等、関係機関や関係諸団体の代表者等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取組	月	取組
4	・いじめ対策委員会 （基本方針見直し） ・校内研修（共通理解） ・生徒指導委員会	10	・Q-U 調査 ・アンケート調査
5	・アンケート調査	11	・アンケート調査 ・児童会による啓発活動
6	・アンケート調査 ・学校評議員会での報告	12	・教育相談（全員面談） ・人権週間に関わる校内行事 ・保護者面談による調査
7	・Q-U 調査 ・教育相談（全員面談） ・保護者面談による調査	1	・生徒指導委員会
8	・校内研修 （Q-U 活用による児童理解） ・学校評価の結果集計、考察	2	・アンケート調査 ・学校評価の結果集計、考察 ・学校評議員会での報告
9	・生徒指導委員会	3	・教育相談（全員面談） ・生徒指導委員会（次年度に向けて） ・総括
（通年）終礼等での情報共有、あいさつ運動			

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見しを行います。